



令和7年度 茨城県民であればどなたでも加入できます

県民交通災害共済

県内全市町村で運営する助け合いの制度

2月3日(月)より
令和7年度の
加入受付
開始

共済期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

※令和7年4月1日以降加入の場合は、申込日の翌日から令和8年3月31日まで

交通事故で死傷した方に

通院[入院]

見舞金
をお支払いします

3日目から!

一般
年会費

900円

中学生以下500円

※令和7年4月1日現在で
中学生以下の方

途中加入の場合 9月30日以降半額

最高で
見舞金

100万円

死亡見舞金 傷害見舞金 身障見舞金

100万円 2~30万円 50万円

加入の手続きはお早めに

見舞金一覧

等級	災害区分	見舞金額
1	死亡	100万円
2	治療実日数181日以上の傷害	30万円
3	治療実日数151日以上の傷害	25万円
4	治療実日数121日以上の傷害	20万円
5	治療実日数 91日以上の傷害	15万円
6	治療実日数 61日以上の傷害	10万円
7	治療実日数 41日以上の傷害	8万円
8	治療実日数 21日以上の傷害	6万円
9	治療実日数 8日以上の傷害	3万円
10	治療実日数 3日以上の傷害	2万円
身障	身体障害者1級・2級該当	50万円

※共済見舞金は、その災害の等級に応じて給付します。

※治療期間(初診日から中止の日又は治癒した日までの期間)のうち、治療実日数(入院日数、実際に通院治療を受けた日数及び往診日数)により災害の等級を決定します。ただし、請求期限は事故日翌日から2年間となりますので、期限までにご請求ください。

※身障見舞金は、共済見舞金の給付を受けた会員がその交通事故が原因で、身体障害者障害程度等級表1級又は2級の障害を残すことになった場合に給付します。

【令和5年度共済事業の状況】

加入者数	87,578人
見舞金給付件数	664件
見舞金給付金額	59,280千円

お申込み・お問合せは、居住地の市役所・町村役場へ

【加入受付窓口】8:30～17:15

○筑西市役所 市民安全課

(本庁舎2階⑨) ☎24-2131

○関城支所 ☎37-6111

○明野支所 ☎52-1111

○協和支所 ☎57-2511

○川島出張所 ☎28-0217

詳しくは裏面をご覧ください。

県民交通災害共済制度のご案内

加入
できる方

会費について
(年間)

※9月30日以降に申込まれた方は半額となります。

申込み方法

※年度途中からでも、随時加入することができます。

対象となる
交通事故

- ## ②歩行中に走行中の車両と接触した等の事故

※加入期間中の事故が対象となります。

交通事故に
あったら

**見舞金請求
手続きについて**

- 【自動車安全運転センター所長発行のもの】

④ 所定の診断書（診断書の用紙は市役所又は町村役場にあります。）
もしくは所定の診断書の内容を満たす診断書（必要項目の記載
がないと、新たに所定の診断書を提出いただく場合があります。）

※同日に通院日又は入院日が重複しているときは、1日として計算されます。

⑤委任状

※上記の書類のほか必要と認める書類の提出を求める場合があります。

請求期限

※請求期間経過後の請求は、無効になります。

請求の
流れ



加入されましたら「会員証のウラ」とこの用紙をよく読んでおきましょう。

お問合せは、居住地の市役所・町村役場窓口へ

県民交通災害共済加入申込書

[illegible]